

別するは、唯諸君が容易に大學に入ることを得ると云ふ一點に止まる。(中略)右等の缺點は、單り諸君の上のみにあらず、近來の社會一般、據るべきの規律を失ひ、終に卑猥無作法をも觀て怪まず、或は付するに書生風なる名稱を以てせり。現に諸君が教員に對せらるゝ様を見るに、大抵教を受くるがために敬禮さるゝにあらず、多は落第を恐れて禮すると云ふ様な卑劣心より起ると思ふ。と辛辣骨を刺すの批判を下し、更に森文部大臣の深憂と德育養成の工風の苦心を告げ、「我日本は、諸人自重自敬の精神に乏しく、卑猥無作法の風習、諸君の身邊を圍遶せる世の中なれば、此間に在て諸君が心を正しく身を修むることは、誠に困難の事業にして、諸君の苦心も推察さるゝなり。就ては茲に諸君の決心肝要なり。夫は他にあらず、校前一步皆敵、高等中學は籠城なり、との覺悟偏に冀望するなり。(中略)又籠城を欲せざる人、又堪へざる人は、余輩共に守ることを願はず、早く脱去あらんことを切望す、唯殘餘の人のみにて守らんことを願ふなり。」との確乎たる信念を吐露し、その具體的方法の一として、從來字義の注解に止まれる倫理學には甚だ嫌らず、日常行爲の模範標準たらしむる爲に、之を倫理の教とし、究屈と秩序との社會生活に於ける意義を、本邦の歴史と歐米の現状とに徴して闡明し、全寮制度、實施に關する決意を吐露し、「社會は繋がざる船の如し。此船を引留むるは、諸君を捨て豈に他人あらんや。向來日本の政治なり學術なり、之を領得して、我國を進歩せしむる者は、青年の諸君なり。」(原文片假名)と激勵してゐる。而して古莊校長は、翌二十二年五月八日、依願免本官、木下教頭は、同月九日、教頭を免ぜられ、校長兼任となつた。後の京都帝國大學總長である。

第三節 醫學部の附設

中學校令
第一條と
醫學部設
置の急務

前にも記した通り、明治十九年勅令第十五號中學校令第一條に従へば、高等中學なるものは「實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らんと欲する者に須要なる教育を施す所」であるとすれば、後年の高等學校の如く、殆ど凡てが大學に進むべき者に對する基礎教育の機關でなく、卒業の曉には、直に實業に就き得るやうに教育する爲には、現今の實業専門學校に類する所の教育所たらしむることも亦當然のことである。而してそれには固より醫術のみに限らず、例へば後年の第三高等中學校に於けるが如く、法律・經濟・工學等の方面もあるが、歴史的にも、又必要上からも、醫術に關する醫學部を先づ五高等中學校に附設したことは、自然の勢であつたと考へる。乃ち文部省は、明治二十年八月廿七日を以て、仙臺の第二高等中學校には同じく仙臺に、大阪の第三高等中學校には岡山に、金澤の第四高等中學校には同地に、而して熊本の我が第五高等中學校には長崎に、九月、第一高等中學校には千葉に、夫々醫學部を置いたのである。然り而して第二・第四と同じく、之を本校部を置ける熊本に設けても差支なく、殊に本藩の再春館は、我邦近世醫育機關の濫觴とも稱すべきにも拘らず、熊本醫學部を避けて、長崎醫學部跡に定めたことは、前記の如く長崎が、明治の教育史上看過すべからざるものがあつたからであらうと思はれる。即ち、第五高等學校醫學部一覽中の沿革にも、

各高等中
學校醫學
部設置の
地

本校の醫
學部を長
崎に定め
られた理
由

明治十九年四月勅令第拾五號ニ基キ第五高等中學校ヲ熊本ニ設ケ同二十一年四月其醫學部ヲ長崎ニ置カレタリ抑モ長崎ハ古來外國互市ノ要衝タルヲ以テ西洋百般ノ學藝概シ長崎ヲ經テ輸入セサルハナク我醫學部ノ如キモ

亦此地ヨリ興リタルヲ以テ醫術ニ名アルモノ前後相踵テ輩出セリ故ニ本部ノ此地ニ設置セラレタルモ此緣由ニ關スルコト少ナカラサル可キナリ曩ニ長崎縣立醫學校ノ設ケアリシカ二十年九月ノ公布ニ係ル勅令第四拾八號ニ據リ二十一年三月同校ヲ廢セリ是ニ於テ假リニ本部ヲ舊長崎醫學校ノ校舍ニ置キ其書籍器械ノ如キモ亦皆之ヲ供用ス云々

と記され、更に明治二十一年十月五日の官報教育の項には、

長崎醫學校ハ本年之ヲ改良シ外國人フツケマヲ醫監トシ更ニ醫學士三名ヲ病院醫員ニ兼任セシメ其擔當學科ニ從ヒ之カ醫長トナシ臨床講義ヲシテ一層充全ナラシメ又解剖場中ニ設ケタル講堂ヲ區分ス且ツ屍體ノ數増シテ四十五體ノ多キニ及ヒシヲ以テ施術殆ト虚日ナキヲ得タリ又從來醫學生徒ハ概ネ優柔ニシテ絶ヘテ有爲ノ氣風ナキヲ以テ之ヲ矯救セン事ヲ計リ兵式體操ノ一科ヲ加ヘタリシカ生徒ノ舉動大ニ其觀ヲ改メタリ職員ハ校長一名教員十一名蘭人醫學士一名醫學士三名其他獸醫學士東京大學製藥學卒業者等ナリ生徒ノ數ハ百三十三名卒業セル者二十一名アリ其實費ハ八千六百十三圓餘ナリ

と記されてゐるのである。

本校の定員

本校部は、定員を本科豫科六百九十人、醫學部は、四百人と定められたが、本校部が未だ遠く定員に充たなかつたやうに、醫學部は、二十年八月二十七日を以て設置せられ、二十一年三月二十三日付を以て、醫學部長職務規定を定められると同時に、長崎縣醫學校長吉田健康氏が、本校教諭醫學部長を命ぜられ、四月一日、長崎縣西彼杵郡下長崎村字稻ヶ嶽長崎縣長崎醫學校跡に開設、事務取扱開始の旨を九州各縣に通知し、八月十七日を以て

本校醫學部の設置

假開校式 舉行 入學試験 ・開校式

兩陛下の御寫眞を下附せられ、四月十日、九州地方舊各醫學校生徒にして入學を許可せられた者三百六十九人中、登校者二百十人に對して、假開校式を行ひ、七月、更に七十名を限つて生徒を募集し、體格検査の外、尋常中學校の程度に依つて、國語及漢文、英語、數學(算術・代數・幾何)、博物(動物・植物)、物理、化學に就いて試験を施行し、十月四日、正式に開校式を舉行し、翌十六日、授業を始めたのであるが、出席者は二百五十名であつたのである。今、十二月五日付を以て、本校に報告せる「開校式概況」を記せば、

開校式概況

十月四日當校醫學部開校式執行ニ付キ午前第七時職員一統制服ニテ昇部接待係等各豫定ノ事務ヲ擔當ス式場ハ醫學部體操場ヲ以テ之ニ充テ其東隅ニ日覆ヲナシ三面ヲ天幕ニテ圍ミ花瓶貳箇ニ芒菊等ヲ挿入シ左右ノ案上ニ置キ其中央ニ桌子ヲ置キテ祝詞演述ノ所トス午前九時三十分第一集合喇叭ニテ體操教員生徒ヲ中隊ニ編成シ式場ノ前面ニ整列セシム次ニ職員一統式場ノ右方ニ着席ス次ニ部長來賓ト共ニ臨場此時一同敬禮了テ來賓ハ式場ノ左方ニ設ケアル席ニ着ス於是式掛各演述者ノ姓名ヲ順次高唱スルト共ニ各自演述又ハ祝詞ヲ述ブ第一校長代理教頭西村貞校長ノ祝詞ヲ朗讀シ了テ演述ス第二部長演述第三生徒總代谷崎充吉答詞第四長崎醫院惣代原口謙爾祝詞第五獸醫學士深見次郎演述第六助教諭東次郎演述第七教諭大谷周庵演述第八長崎縣書記官中村次郎演述第九文部省専門學務局長杉浦重剛演述畢テ高柳非職陸軍歩兵大尉開校式ヲ祝シタル自作ノ軍歌一曲ヲ唱シ生徒ヲシテ唱和セシム於此式全ク畢ル夫ヨリ部長來賓ヲ誘導シ解剖場ニ至ル此日死體壹個ノ解剖ニ供スベキアリ東助教諭刀ヲ執リ來賓ノ面前ニ於テ頭及腹部ヲ解剖ス後チ來賓ハ各教場ヲ回覽シ正午十二時退散ス同日午後豫定ノ如ク中島師範學校體操場ニテ生徒運動會ヲ開ク兼テ該場中處ニ天幕ヲ張り來賓席奏樂所等四方ニ設置シ其中

中央運動場トス一時三十分ヨリ午前ノ如ク生徒ヲ中隊ニ編成シ體操教員之ヲ指揮シ同場ニ至リ第一發ノ烟火ニテ生徒ノ遊戯ヲ始ム第一旗拾競争第二徒歩競争第三二人三脚競争第四徒歩競争第五盲目競争第六一足競争其他鉢巻奪ヒ擔架演習等ヲ爲ス此間一遊戯終ル毎ニ海軍樂ヲ奏シ且同場ノ東南風頭上ニ於テ烟火ヲ揚グ三時三十分遊戯全ク畢ル四時ヨリ再生徒ヲ中隊ニ編成シ場ノ中央ニ整列セシメ各競争ニ勝ヲ得タルモノヲ其前面ニ呼出シ部長自ラ賞品ヲ授與ス賞品ハ一等ヨリ三等ニ分チ一等ハンカチーフ三靴下四足二等ハンカチーフ三靴下二足三等ハンカチーフ二靴下一足ニシテ一等賞ヲ受ケシモノ六人二等賞ヲ受ケシ者六人三等賞ヲ受ケシ者五人ナリ此間海軍樂ヲ奏ス式畢ルヤ助教諭高屋賀祐ノ開校ヲ祝スル軍歌ヲ生徒ニ唱歌セシメテ運動會ヲ始ム其聲清朗其體勇壯大ニ當日ノ興ヲ増シ來賓ノ喝采ヲ博シタリ薄暮ニ到リ立食ヲ供シ了テ各退場ス此日參會シ式ニ列スルモノ控訴院長人見恆民長崎縣知事代理書記官中村次郎其他諸官衛長官縣立學校校長縣會議員諸會社長開業醫師及新築費中金百圓以上寄附シタル者等無慮百有餘名運動場ニ來會スルモノ露國軍艦乘込士官等其數午前ニ倍シタリ此日運動會ヲ觀ントスル者該場ノ四面ニ麤集シ立錐ノ地ヲ餘サス爲メニ紛雜ヲ極メ警官ノ力ヲ藉ルニ至ル以テ其隆盛ナリシヲ知ルヘシ當日ノ祝詞及演述筆記等ハ別紙ニ記載ス

敘事明細にして、其の式に臨み、其の場に列するの思がする。而して軍歌も亦、當時の風潮を知るに足ると考へるので、第一節を採録して見る。

夫レ我が高等醫學部ハ 崎陽ノ空ニ聳ヘ立チ 昇ル旭ト諸トモニ 開クル今日ノ幸ヒハ

又無キ目出度キ吉日ゾ 勇メヤ祝ヘ諸トモニ 此地ハ原來我國ノ 醫學ノ古基ト云フ土地ゾ

集ル生徒ハ我國ノ 其名モ高キ九州ノ 國々ニテモ知識アル 義氣勇膽ヲ備ヘタル
前途ニ望ノアル人ヲ 撰ミ出ダセシ若モノゾ 是ヲ導ク教員ハ 文武ノ人々數多ニテ
何レモ其科ニ蘊奧ヲ 究メ修メシモノナレバ 朝ナタナノ教訓ニ 技術體育諸トモニ
最モ貴ク赤心ヲ 腦ノ底迄染込マセ 忠義ノ二字ヲ基トシテ 一心ヲランニ勵ミナバ
「ヒホクラテス」ヲ始トシ 眼科ニ於テハ「タレーブエ」氏 婦人科ニテハ「シユレーデル」
内科ニ於テハ「ニーコイエル」 外科ニ於テハ「ビルヤート」 其外世界ニ有名ノ
數多ノ「ドクトル」アル連モ 何ノ物トモ思フベキ 一度ビ立テシ目的ハ 必ズ通ウサデ置クベキカ
死ストモ通ウサデ置クベキカ

稚氣滿々、木訥そのもの、如き感があるのである。而して軍歌に就いては、本校の修學旅行の際など、必ず高唱したもののやうであるが、文部省は、明二十一年九月十七日付を以て、第一高等中學校豫科第二級の學科課程中、兵式體操一週五時間の内に軍歌を加へ、正科として一時間を課することを許したからである。當時の好尚を察することが出来る。

二十一年四月十四日の醫學部生徒略表に依れば、

九州各縣出身生徒比較表	縣名	入學人員	出席人員	病氣事故	無届缺席
大分	四十三人	三十二人	一人	十人	
熊本	八十五人	六十一人	四人	二十人	
福岡	七十八人	三十九人	一人	三十八人	

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部

鹿兒島	三十九人	三十五人	○	十四人
長崎	百二十四人	五十九人	五人	六十人
計五縣	三百六十九人	二百十六人	十一人	百四十二人

右の通りであるが、出席人員は、熊本の六十一人を筆頭に、長崎の五十九人、福岡の三十九人、鹿兒島の三十五人、大分の三十二人の順となり、佐賀・宮崎及び沖繩よりは一人の入學者もなかつた。(明治二十一年七月七日の官報に従へば、入學許可者總計三百四十九人、長崎八十八人、佐賀二十七人、福岡七十七人、鹿兒島四十一人、熊本六十一人、大分四十二人、山口七人、宮崎三人、高知四人、京都・兵庫・岡山・愛媛・愛知・島根・滋賀各一人、而して甲級に者四十二人、乙級に九十六人、丙級に百十九人、丁級に九十人で、以上は試験を須たずして入學を許可せしものである。)又、大分縣々立醫學校の如きは、明治二十一年三月三十一日限り廢校したのである。

醫學部規則

醫學部規則に據つて、その内容を述べれば、規則第一章總則第一條に、「本部ハ明治十九年四月勅令第十五號中學校令第三條ニ基キ之ヲ設置シ醫業ニ就カント欲スル者ニ醫學全科ヲ教授スル所トス」と示されてゐる通りであるが、學科課程は、四學級とし、一學年を以て一學級を終るものとなし、二十三年六月を以て附設せられた藥學科は、三學級三年として、左表の如く定められてゐる。

而して高等中學校醫學部の學科及其程度に就いては、明治二十年九月十七日、文部省令第九號を以て定められたのであるが、吾が醫學部に於ては、固よりそれに従つて左表の如く定められて居り、省令と科目に變りはないが、各科配當の時間數並に授業時數に多少の相違があるのは、如何なる理由によるかを明かにしない。

醫學科の課程表

醫學部醫學科課程表

學科	每週時間	第一學年納			第二學年納			第三學年級			第四學年級		
		一期	二期	三期	一期	二期	三期	一期	二期	三期	一期	二期	三期
英語	講讀翻譯	三	三	三									
動物學植物學	醫科動植物學	四	五										
物理學	物理學	六	六	六									
化學	物理學	二	六	六	五								
解剖學	生理學	九	六	三				六					
組織學	生理學			三									
	顯微鏡用法				四								
生理學	胎生學												
	生理學			六									
藥物學	處理方				四								
	調劑實習												
病理學	病理學												
	病理解剖學												
外科病理學	生理學												
	論				三								

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部

表學藥學科課程の

醫學部藥學科學科課程表

合	計	二八	二九	三〇	三一	三一	三一	三二	三二	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三四
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

體操	産科及婦人科學		衛生學		裁判醫學		眼科學		外科學			內科學						
	婦人科 産科 實習	産科 理論	婦人科 理論	理 論	理 論	臨 床 實 習	理 論	臨 床 實 習	器 械 學	梅 毒 病 論	皮 膚 病 論	理 論	診 斷 學	小 兒 病 論	臨 床 實 習	精 神 病 學	理 論	
兵 式 體 操																		
四																		
三																		
三																		
三																		
三																		
三																		
三																		
二																		
二																		
二																		
二																		
一																		
一																		
一	四																	

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部

一〇四

學科	英語	動物學植物學		物理學		化學		分析學		生藥學		製藥學		調劑學	
		植物學 實習	藥用動植物學	物理學 論	物理學 論	化學 論	化學 論	定性 論	定量 論	顯微鏡 用法	記述鑑別 實習	理 論	製煉 實習	調劑 實習	解毒劑 實習
第一 年 納	一期		七											七	
	二期		四											一〇	
	三期		三											一二	
第二 年 納	一期		四									二	五	六	
	二期											二	七	九	
	三期											二	六	一〇	
第三 年 納	一期										一〇			四	
	二期										一〇			四	
	三期										一〇			四	

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部

一〇五

合 計	體 操		兵 式 體 操		計		計	
	三	三	三	三	三〇	三〇	二八	三二
	三	三	三	三	三〇	三〇	三三	三三
	三	三	三	三	三三	三三	三三	三三

入學の時
期並に入
學者の資
格

入學の時期は、申すまでもなく新學年の九月十一日であるが、時宜により臨時入學を許すこととし、入學を許すべき者の年齢は、第一年級に於ては十七年以上、第二年級に於ては十八年以上、其餘は之に準ずることとし、第一年級志願資格は、品行端正、身體健康にして、高等中學校豫科、或は尋常中學校の課程を卒へたる者、若くは之と同等以上の學力を有する者たるべく、前記の豫科及び中學の卒業證書と有せざる者に對しては、相當の試験を行ひ、第二年級以上の志願者に對しては、先づ第一年級に入るべき學力試験及び體格検査を経たる後、當該級生徒の履踐せし諸學科の試業を受くべく、但、高等中學校豫科、或は中學の卒業者に對しては、前項の如く第一年級に入るべき學力試験は之を除き、而して入學試業に合格せる者が、募集定員を超過する時は、更に合格者の内に就いて選抜することとされてゐたものである。

寄宿舎規
則

而して規則第二十二條に従へば、「生徒ハ總テ寄宿舎ニ入ラシムル者トス但シ已ムヲ得サル事故アルモノハ父兄若クハ之ニ代ル可キ充分ナル監督者ノ許ニアルモノニ限り願ニ依リ通學ヲ許ス事アルヘシ」として、明かに全寮主義を採つたが、經費上の都合を以て、二十三年二月末日限り當分廢止の旨、吉田部長より、校長代理文部省參事官西邨貞氏宛開申してゐる。

學業並に

又、無届缺課者に對して行狀點を減ずることや、退學せしむべき條件等は本校部と變りなく、其他の進級及び

行狀に關
する生徒
の處分
卒業試問

試業規程は大同小異であるので敢て記さぬ。但、本校部と著しき相違があるのは、全科を卒りたる者に對して施行せる卒業試問であつて、該規程も十六條より成り、相當困難であつたことが察せられる。かくして卒業試問に及第したる者に授與せらるべき卒業證書には、各科目の下に、各試問委員の官位勳姓名捺印の後、部長も同様に署名押印し、「醫學部長何某ノ證明ヲ認シシ第五高等中學校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス」として、年月日の上に校印を押し、第五高等中學校長官位勳姓名捺印せるは云ふまでもない。

生徒心得

生徒心得第一款九項及び第二款五項の根本は、本校部と變はないが、中に就いて、第一款第六項に、「生徒ハ相互ニ金錢ヲ貸與スヘカラサル事」、第七項に、「政治時勢ニ關スル議論演說投書其他一般ノ風紀ヲ亂シ及靜謐ヲ妨害スル等ノ所行アルヘカラサル事」、第八項に、「生徒ハ部長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本部ノ内外ヲ問ハス多衆集會スヘカラサル事」、第九項に、「命令及示達等ハ決シテ誹議スルヲ容サス直ニ之ヲ服行スヘシ若シ命令ニ於テ不便アリトスルモ必ス服行シタル後ニ非ラサルハ敢テ恫訴歎願等爲スヘカラサル事」等は、本校部のそれと稍趣を殊なるものがあり、寄宿舎規程の中、第九十四條の「食堂ニ在テハ極テ靜肅ヲ旨トス可シ決シテ食物ノ粗糞良否等ヲ談スベカラス但賄方ニ不都合ノ事アラバ總テ舍監ニ申出ツベシ生徒直接ニ是非スル事ヲ禁ズ」もさることながら、第九十五條の、「小説稗史ハ勿論課業上必要ナラザル書籍及新聞紙等本部ノ試可ナキモノヲ閱覽スベカラス」に至つては、洵に今昔の感に堪へざるものがあるのである。

生徒編制
規程

尙又、順良・信愛・威重の氣質を鍛鍊し、紀律を保持する爲に、生徒編制規程八條を設け、在舎と通學とに拘らず、生徒總員を二つの學生團に分ち、三年四年の生徒を以て第一學生團と稱し、一年二年を以て第二學生團と

稱し、各學生團を四分して學生小團と爲し、學生小團を二分して學生小團と爲し、之を更に二分して學生分團と爲し、各分團を三名乃至四名を一組として學友と爲し、各學生團に、學生小團長四名、同半小團長八名、同分團長十六名の役員を設け、一學期を以て任期と爲し、半小團長以上半数は主事之を特選し、其他は輪番を以て之に充つることとしたのである。而して役員は、小團長は三個、半小團長は二個、分團長は一個の眞鍮製直徑六分五厘の星形の肩印を左肩に附して一般團員と區別し、自ら範を垂れつゝ、舎監の指揮に従つて、部下の風紀行狀を監視せしめたのである。

當時の職員氏名

職員は、陸軍一等軍醫教諭吉田健康氏を部長とし、教諭には、吉田氏の外、大谷周庵、田代正、栗本東明、高畑挺三・高山尙平・牧田安藏・關成治・大西小三太の諸氏で、助教諭は、藏田孝貞・東次郎・森永伊吉・里見健壽・高屋賀祐・秋吉季五郎・鈴木貞政の諸氏、囑託教員は、歩兵大尉高柳信昌・池邊榮次郎・關屋十八・中村準の諸氏、舎監は書記野村精一・退職歩兵少尉蓑田春堯の二氏、書記は野村氏一名、傭員は、右田喜七郎・京直温・三輪與市・角尾好義・稻葉鶴太・友清讓・一瀬雄三郎の諸氏、囑託事務員は島田順七・鹿兒島時成の二氏であるが、體操科擔當に、助教諭二名と囑託教員三名があつたことは、入學式の際に於ける軍隊編成や軍歌高唱と共に、注目すべきことではあるまいか。而して醫學部に於ても、兵式體操を課する關係上、二十一年六月八日付を以て、文部大臣宛、エンピール銃二百挺購入に就いて伺書を出してゐるのである。

エンピール銃の購入氏名

第一回卒業式

醫學部の課程は四年であるが、既述の如く、入學生は斯學修得中で、二十二年秋には、第一回卒業生として三十

第一回卒業證書授與式概略

八名を出してゐる。本部に送附されてゐるところの「第一回卒業證書授與式概略」は、左の通りである。

本月二十六日日本部第一回卒業證書授與式ヲ舉行シタリ今其概略ヲ記サンニ午前八時三十分生徒一同氣ヲ付ノ喇叭ニテ體操教員ノ指揮ニ從ヒ式場(運動場)ノ前ニ整列ス式場ハ八間ニ七間ノ假屋ヲ設ケ其中央ニ圓臺ヲ据ヘ左右ニ花瓶ヲ置ク部長來賓ヲ誘導シ式場ニ臨ム一同敬禮部長校長ニ代リ授與式ヲ舉行スル旨ヲ披露シ且其祝詞ヲ代讀ス次ニ書記卒業生徒姓名ヲ朗讀ス了テ部長卒業生三拾八名ニ卒業證書ヲ授與シ尋テ演述ス卒業生總代井崎貞一郎謝辭ヲ陳フ夫レヨリ生徒一同卒業生ヲ祝スルノ軍歌一曲ヲ奏シ式全ク畢ル本日式場ニ列シタルモノ各官衙長官外國領事縣官郡市吏縣會市會議員及外國紳商卒業生徒親戚新聞記者及夫人等無慮百餘名ナリシ同日午後第一時ヨリ西彼杵郡女神ニ於テ端舟競漕會ヲ開設ス豫テ同所ノ消毒所ヲ以テ來賓ノ觀覽場ニ充テ其傍ヲ海軍樂隊奏樂ノ所トス其審判ヲ露國海軍大佐カデリウロン氏同中佐ヘウリフ氏同中佐アカセリニソ氏及海軍大射坂本八郎ニ托シ競漕一回毎ニ樂ヲ奏シ競漕ヲナス七回各々勝敗アリ了テ來賓一同ニ立食ヲ供シ第六時散會ス臨會スルモノ午前ニ倍シ最モ盛會ナリシ

右に就いて露國海軍々人に審判を依頼せることも、時勢の然らしむる所と、云ひ知れぬ興味を咬られる。

誤植訂正

頁	行
一〇七	一〇
一八六	二
二八七	一五
四一六	五
四一八	四
四二一	四

途・奸・益・條・止・を・誤

途・肝・溢・等・企・の・正

目次「表」(一)(二)(三)ノ頁ハ卷末引得ノ方正シ
 三八一頁ノ寫眞ハ重出、他ト代リタルニ非ズ
 四一三頁ノ寫眞説明ニ堂・清ノ二字ヲ脱ス